

過労死等の状況について

1 過労死等とは

長時間にわたる過重な労働によって、疲労の蓄積が生じ、その結果、脳・心臓疾患を発症することがあります。疲労の蓄積をもたらす要因の一つである労働時間に着目すると、労働時間が長いほど、脳・心臓疾患のリスクが高まることが明らかになっています。

また、長時間労働に従事することは、精神障害の発病の原因となり得ます。

これらを原因とする死亡、または死亡に至らないこれらの疾病が「過労死等」です。

過労死の英訳 「**Karoshi**」

時間外・休日労働時間

月100時間超または
2~6か月平均で月80時間を超えると

長くなるほど

月45時間以内

健康障害のリスク

高

徐々に高まる

低

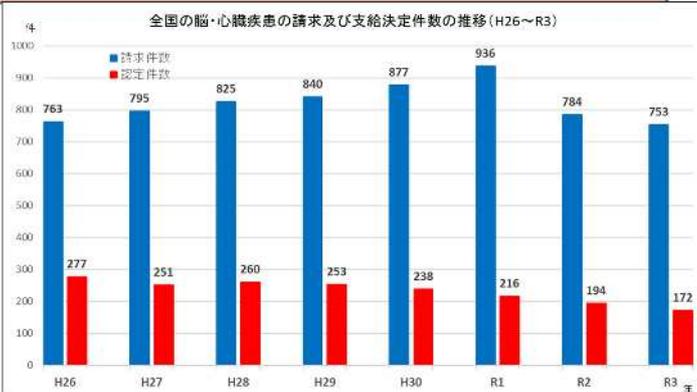
2 労災認定の状況

○脳・心臓疾患に係る状況

令和3年度の支給決定件数は、172件（うち死亡57件）で、減少傾向。

業種別には、道路貨物運送業が最も多く、次いで建設業となっている。職種別にも自動車運転従事者が最も多く、次いで建設従事者となっている。

年齢別には、50代以上に多い。

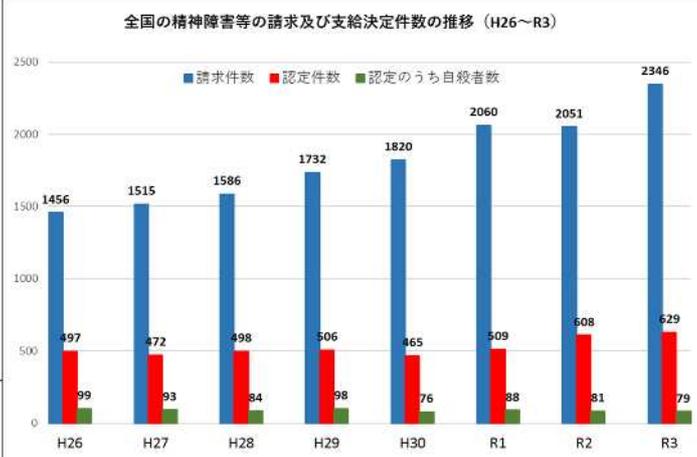


○精神障害に係る状況

令和3年度の支給決定件数は、629件（うち未遂を含む自殺79件）で、過去最多。

業種別には、社会保険・社会福祉・介護事業が最も多く、次いで医療業となっている。職種別には、一般事務従事者が最も多く、次いで営業職業従事者となっている。

年齢別には、20歳以上50歳未満が多く、脳・心臓疾患に比べ若い年齢層に多い。



3 時間外・休日労働時間を削減しましょう

36協定(時間外・休日労働に関する協定)で定める延長時間については、次の限度時間(対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者を除く。)が定められています。

期間	1か月	1年間
限度時間	45時間	360時間

時間外労働の上限規制の具体的な内容

法律による上限 (特別事項/年6か月まで)

- 年720時間
- 複数月平均80時間*
- 月100時間未満*

法律による上限 (限度時間の原則)

- 月45時間
- 年360時間

法定労働時間

- 1日8時間
- 1週40時間

※1年単位の変形労働時間制の場合 月42時間、年320時間

*休日労働を含む

◆以下の事業・業務は、2024年3月31日までに上限規制の適用が猶予されます。
 ・建設事業・自動車運転の業務
 ・医師
 ・鹿児島・沖縄砂糖製造業(概算月平均労働時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。)

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。



うちは今までも36協定を結んでいたけど、「月45時間」「年360時間」までと定めているから、今すぐ見直す必要はないんだね。

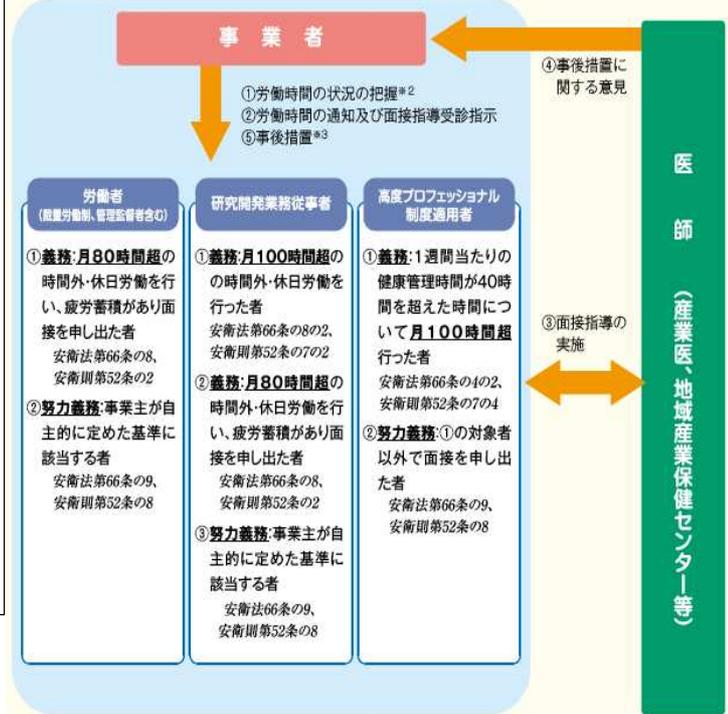
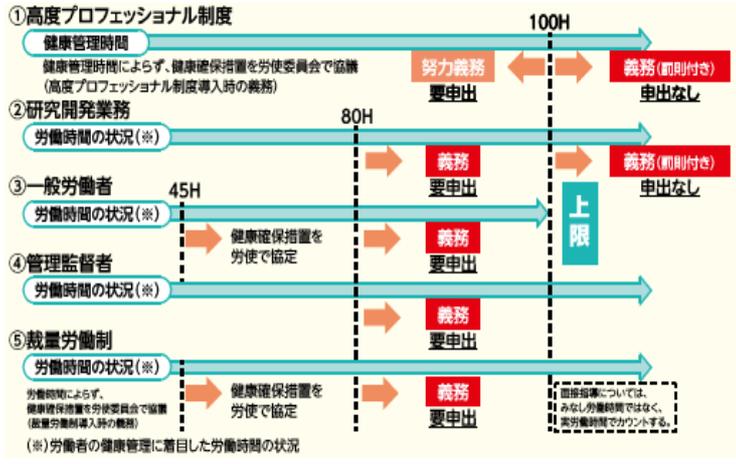
さらに詳しく知りたい方はこちら

時間外労働の上限規制に関する解説用パンフレットをご用意しています。



4 長時間労働者への医師による面接指導制度について

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者(下図参照)に対して、医師による面接指導を実施しましょう。



5 長時間にわたる過重な労働による過労死に関する労災認定事例

○おおむね1か月間にわたる過重労働により「心筋梗塞」を発症した事例

【労災請求の経緯】

労働者Aさんは、2月初旬のある朝、欠勤して連絡が取れなくなったため同僚が探したところ、自宅の浴室で倒れているところを発見された。通報を受けた救急隊により病院に搬送されるも死亡が確認された。労働者Aさんの遺族は、過重労働が原因であるとして、労災請求した。

【就労の状況】

労働者Aさんは、建設会社において、3月完成予定のマンション建築現場の施工管理者として勤務していたところ、工事の進捗の遅れを取り戻すべく担当者との打ち合わせを頻繁に行っていたため、時間外労働が連日夜10時頃までに及び、11月から1か月当たり約70時間の時間外労働が続いていた。

さらに、1月には打ち合わせを踏まえた工事を集中して施工した結果、早朝から深夜までの勤務が続き、1月の時間外労働時間は約110時間に及んでいた。

【判断】

労働者Aさんは、発見された日の前夜に心筋梗塞を発症したことが原因で死亡したと推定された。また、労働者Aさんは、発症前1か月間に100時間を超える時間外労働が認められた。以上から、労働者Aさんが発症した心筋梗塞は、過重労働が原因であるとして、業務上と認定された。

○極度の長時間労働により「うつ病」を発病した事例

【労災請求の経緯】

労働者Bさんは、自宅内で自死しているところを発見された。労働者Bさんの遺族は、上司の指示による過重労働が原因であるとして、労災請求した。

【就労の状況】

労働者Bさんは美容関係の資格学校の講師であり、上司から新たな資格制度の対策コースの企画と模擬試験の問題作成を命じられた。上司は、労働者Bさんに2か月で完成するよう指示したが、労働者Bさんは、この資格の取得に必要な科目が多数あり、2か月では企画や準備が間に合わないと言明したが、上司からは、受講生の募集を開始しているため、期限を先延ばしにすることはできないと強く指示された。

労働者Bさんは、新たな教材と模擬試験問題の作成に追われ、会社に泊まり込みで時間外労働や休日労働を繰り返した結果、1か月の時間外労働時間が200時間を超えた。労働者Bさんの自死は、3日ぶりに帰宅した自宅での出来事であった。

【判断】

同僚などの証言から、労働者Bさんは自死直前から身だしなみの乱れ、口数が極端に減るなどの変化が認められており、自死直前にうつ病を発病していたものと判断された。また、発病直前の1か月間におおむね160時間を超える時間外労働を行っており、仕事以外の要因なども認められなかった。以上から、労働者Bさんに発病した精神障害は、過重労働が原因であるとして、業務上と認定された。